

グリーン購入+エシカルキャンペーン ～みんなで作ろう「未来よし」社会！～

環境政策課 ☎(582)1154 📠(583)3911

市は、県や一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークと連携して「グリーン購入^{*1}+エシカル^{*2}キャンペーン」を実施し、次の6つの取り組みを呼び掛けています。キャンペーンに賛同し、「参加宣言」を行った人には抽選で景品が当たりますので、ぜひ参加してください。詳しくは一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークのホームページをご覧ください。



ホームページ

参加のための6つの取り組み

1. 出掛ける時は、マイバッグ・マイボトルを持っていく
2. 包装の少ないもの、つめかえができるものを選ぶ
3. 近くでとれたもの、つくられたものを選ぶ
4. フェアトレード^{*3}商品を選ぶ
5. 「買い物メモ」で、買い過ぎを予防する
6. 近くに出掛けるときは、歩くか自転車で行く

***1** グリーン購入……購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から、優先して購入すること。

***2** エシカル消費……人や社会、環境に配慮した、ものやサービスを選択する消費行動のこと。

***3** フェアトレード……開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み。「児童労働の撤廃」や「子どもの権利の保護」にもつながる。



国際フェアトレード
認証ラベル

ウルちゃんのつぶやき

No.66

パソコンはリサイクル するものだよ



パソコンは、法律によりリサイクルすることがメーカーに義務付けられています。そのため、パソコンをごみとして集積所に出したり、環境センターに搬入したりすることはできません。パソコンを分解した場合についても同様です。

パソコンを処分する場合は、各メーカーまたは一般社団法人3R推進協議会(☎03(5282)7685)にお問い合わせください。

○パソコンリサイクルの対象品

デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン・液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコン



ごみ出しメモ：プリンターなどの付属品は破碎ごみまたは粗大ごみとして、排出できます。

ごみ減量推進課

☎・📠(582)1121 📠(583)3911

農政課からお知らせ 各土地改良区からのお願い

近年、農業用水路に不法投棄されたゴミや除草後の草などが捨てられています。そのゴミや刈り草により水路が詰まり、大雨の時などに水路から水があふれる原因になりますので、水路にゴミなどを捨てないようにしてください。

水路周辺で草刈りをしたときは、集草し適切に処分してください。

また、水路に多くの水が流れる時期や、大雨時の水路付近は大変危険が伴うため、近づかないようにしてください。



刈り草で水路から水があふれる様子

岡野洲川下流土地改良区 ☎(589)8222

野洲川土地改良区 ☎0748(62)1154

守山南部土地改良区 ☎(583)6141

法竜川沿岸土地改良区 ☎(582)2045

木浜土地改良区 ☎(585)1247